

(証券コード 9265)
2021年8月12日

株 主 各 位

福岡市博多区下川端町2番1号
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役 山下 尚 登
執行役員 社長

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年8月26日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4階 平安の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動報酬支給基準改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yhchd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yhchd.co.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席いただける株主様におかれましては、別紙「新型コロナウイルス感染防止対応に関するご案内」「株主総会会場のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

〔添付書類〕

事業報告

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞により、企業収益が減少し、設備投資や個人消費が落ち込むなど、厳しい状況が続きました。一部の業種においては緩やかな回復の兆しも見られますが、日本国内における感染収束の見通しは立っておらず、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

医療業界におきましては、令和3年度厚生労働省予算において、ウィズコロナ時代に対応した社会保障の構築が重点事項として打ち出されました。質が高く効率的な医療提供体制の構築に向け、各都道府県において、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の推進や在宅医療等の充実、医師確保計画に基づく医師偏在対策等、各種事業を一体的に進めていくために必要な施策を講じるとされております。一方、新型コロナウイルス感染症拡大後は、医療従事者も感染リスクを負いながら診断・治療にあたっており、通常診療の抑制や外来患者数の減少等により、医療機関の経営は厳しい状況が続いております。

当医療機器業界におきましては、地域医療構想の実現に向けた医療機関の統合・再編に伴い、今後の需要拡大が見込まれております。一方、ウィズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築が求められる中、各企業は、医療機関の経営改善に資するサービスの提案に加え、価格競争力やコスト削減による収益力の向上がより一層求められており、企業間の競争はますます激化しております。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、取引先医療機関における外来患者数や手術・検査・処置症例が減少したことにより、期の前半においては、内視鏡や整形および循環器関連の消耗品の売上が減少したことに加え、備品販売に関する商談の遅延または見送り等により、医療機器販売業における各事業分野の業績に一定のマイナスの影響がみられました。

このような中、当社グループでは、コロナ禍による全世界的な供給状況の変化を踏まえ、医療機関の需要に的確に対応するため、中核子会社のMAL (Medical Active Logistics) 事業部を中心に物流管理を強化し、SPD事業をはじめとして医療材料の迅速かつ安定的な供給体制の確保に取り組んでまいりました。また、急性期医療機関向けの各種診断機器や手術室関連機器等の高

度医療機器、内視鏡関連製品等の低侵襲治療機器などの主力商品分野においては、リモート営業を導入し、多面的な営業体制の構築により営業活動を強化するとともに、空間除菌機器などの感染対策機器や各種検査機器等のコロナ関連商品に対する医療機関の需要への対応のため、積極的な提案活動を進めてまいりました。

さらに、整形インプラントの製造・販売や、透析機器の販売、医療・介護施設に対する病床転換や事業承継等の専門的なコンサルティングサービスの提供などのグループ各事業を強化するとともに、グループ間のシナジーを高めることにより、グループ全体の収益力強化を図ってまいりました。そのほか、電子カルテシステム等の医療情報システムの導入支援や、クリニックの開設・移転・リニューアルをサポートする新規開業支援をはじめ、外部企業と連携して進めている新型輸液装置のレンタル事業や、医療機関向けICTインフラサービス、注射調剤・監査支援システムなどへの取り組みにより、顧客基盤の拡大と、新たな市場の開拓に取り組んでまいりました。

当期におきましては、これらの取り組みの効果に加え、期の後半にかけて、コロナ関連商品に対する医療機関の需要増大や病院建て替え案件における受注の増加等により、売上高が大きく伸長したことから、通期における業績は売上高、利益ともに上場以来最高値を記録いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、701億31百万円（前年同期比8.5%増）となりました。利益面につきましては、売上増加による売上総利益の増加により、営業利益は9億68百万円（前年同期比72.8%増）、経常利益は10億26百万円（前年同期比59.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億78百万円（前年同期比47.6%増）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は697億21百万円（前年同期比8.5%増）となりました。

（一般機器分野）

手術室関連機器等の医療機器備品や、超音波診断装置等の各種診断機器の売上増加により、133億31百万円（前年同期比23.8%増）となりました。

（一般消耗品分野）

医療機器消耗品の売上増加により231億50百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

（低侵襲治療分野）

人工心肺装置等の循環器備品の売上増加により163億4百万円（前年同期比2.5%増）となりました。

（専門分野）

病理検査機器等の理化学備品や、レーザー治療機器等の皮膚・形成備品の売上増加により113億4百万円（前年同期比6.9%増）となりました。

（情報・サービス分野）

設備保守メンテナンスの売上増加により56億30百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

【医療機器製造・販売業】

主としてグループ開発製品である整形外科用インプラントを製造・販売しており、売上高は3億59百万円（前年同期比10.3%増）となりました。

【医療モール事業】

コロナ禍におけるテナント賃料の減少により、売上高は67百万円（前年同期比6.0%減）となりました。

（注） セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1億40百万円であり、その主なものは、本店の移転に伴う建物設備工事および備品の購入の費用、および子会社における貸出備品の購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の医療業界におきましては、少子高齢化の進展により、医療・介護ニーズの高まりが見込まれるため、「地域医療構想」に基づき効果的・効率的な医療・介護提供体制の整備が進められております。その一方、新型コロナウイルス感染症の今後が見通せず、同ウイルスの感染動向、収束時期に左右される極めて先行き不透明な状況が続くものと考えております。

各医療機関等におきましては、外来患者数等は回復傾向にあるものの、急激な感染再拡大による医療体制のひっ迫が強く懸念されるなど、今後も医療機関の経営は厳しい状況が続くものと予想されます。

当医療機器業界におきましては、ウィズコロナを見据えた医療機関のコスト意識の高まりに伴い、医療材料の価格引き下げや、同一系列病院における価格統一が要請される一方、メーカーから仕入価格の値上げが要請されるなど、当社グループを取り巻く環境はますます厳しい状況になることも予測されます。これらの状況を背景に、各企業は、医療機関の経営改善や効率化に貢献しうる複合的なサービスの提供を求められる状況となっています。

このような経営環境の中、当社グループは、「地域のヘルスケアに貢献する」という経営理念のもと、事業会社4社体制がスタートして3期目となる次期におきまして、経営管理機能の強化に加え、グループの戦略機能の強化と重点事業領域の拡充を図るため、ヘルスケア領域における新たなビジネスモデルやサービス創出への取り組みを推進してまいります。また、持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るため、最も重要な経営資源である人材の有効活用という観点から、人材に関わる課題に取り組み、グループ全体で人材の確保・育成・活用ができる体制の構築を目指してまいります。

また、次に掲げる課題にグループ一丸となって全力で取り組み、更なる企業価値の向上を実現し、顧客はもちろんのこと株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

① グループの一体化と戦略機能の強化

持株会社と事業会社間において、迅速な情報収集や情報の共有及び相互補完を図りながら、事業会社が本業に専念できる環境を構築し、グループ全体の事業収益を継続的に拡大していき、持続成長可能な体制構築の実現を目指します。グループ企業それぞれの特性を活かした事業拡大を図るとともに、グループ企業間の相互連携を促進し、医業経営全般に渡る企画提案力を高め、市場競争力を強化することにより、収益力の向上を目指してまいります。

② 重点事業領域の拡充

現在、外部企業と業務提携して、新型輸液装置のレンタルや、医療機関向けICTインフラサービス、注射調剤・監査支援システムなど、新規商材の取り扱いを推進しております。いずれも将来の成長が期待できる商材であるため、早期に市場への浸透を図り、当社グループの事業の多角化を目指してまいります。

今後も、持続的な成長を目指し、グループの企業価値の最大化を図るため、外部企業とのアライアンスを含め、新規事業分野への投資を積極的に行い、事業領域の拡充を図ってまいります。

③ 経営管理機能の強化

本年6月のグループ組織編制により、持株会社内に新たに、グループの人事戦略を統括する人事戦略本部、同じく事業戦略を統括する事業戦略本部、グループDX体制の構築を推進するDX推進室を新設いたしました。これらの新たな組織が早期にそれぞれの機能を十分発揮し、事業会社各社との連携を強めて、グループの経営管理機能の強化を図ってまいります。

④ 戦略人事の推進・組織の活性化

当社グループでは、業務関連研修の他、階層別研修、新任管理職研修、コンプライアンス研修等、多様な研修体系による従業員研修を実施しております。今後は、人事戦略本部が中心となり、採用から、研修、キャリア形成を一体的にとらえる、戦略的な人事管理体制の推進を図ってまいります。また、従業員が健康的に働くことができる職場環境の整備に努め、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、全従業員の健康診断受診等、健康経営を積極的に実践し、組織の活性化を図ってまいります。

⑤ 物流体制の更なる強化

新型コロナ禍においても、従業員の感染防止を図りつつ、中核子会社のM A L (Medical Active logistics) 事業部を中心に、物流体制の維持に万全を期し、医療資材の安定供給を確保してまいります。

また、当社グループの持つ物流ネットワークを有効的に活かし、物流の更なる効率化と顧客対応のスピードアップにより、物流面における競争力強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	58,692	61,533	64,658	70,131
経常利益 (百万円)	449	617	642	1,026
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	220	144	459	678
1株当たり当期純利益 (円)	87.04	56.57	180.07	265.77
総資産 (百万円)	20,813	20,320	21,425	24,322
純資産 (百万円)	6,273	6,372	6,938	7,579

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年5月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山下医科器械株式会社	494,025千円	100%	医療機器の販売
株式会社イーピーメディック	35,000千円	100%	医療機器の輸入、製造、販売
株式会社トムス	10,000千円	100%	医療機器の販売
株式会社アシスト・メディコ	30,000千円	100%	医業経営コンサルティング

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山下医科器械株式会社
特定完全子会社の住所	長崎県佐世保市湊町3番13号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,722百万円
当社の総資産額	6,357百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売
	専門分野	整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売
	情報・サービス分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ、ITシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援
医療機器製造・販売業		整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社（福岡県福岡市）

- ② 子会社の主要な事業所
【山下医科器械株式会社】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	佐世保本社（長崎県佐世保市）
支社・営業所	福岡支社（福岡県福岡市） 筑後支社（福岡県久留米市） 長崎支社（長崎県長崎市） 熊本支社（熊本県熊本市） 宮崎営業所（宮崎県宮崎市）	北九州支社（福岡県北九州市） 佐賀支社（佐賀県佐賀市） 佐世保支社（長崎県佐世保市） 大分支社（大分県大分市） 鹿児島支社（鹿児島県鹿児島市）
物流拠点	鳥栖物流センター（佐賀県鳥栖市） 鳥栖SPDセンター（佐賀県鳥栖市）	長崎物流センター（長崎県諫早市） 福岡SPDセンター（福岡県福岡市）
医療モール	東手城ヘルスケアモール（広島県福山市）	

- 【株式会社イーピーメディック】
本社（福岡県福岡市）

- 【株式会社トムス】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	
営業所	福岡営業所（福岡県福岡市） 熊本営業所（熊本県熊本市） 中国営業所（広島県広島市）	北九州営業所（福岡県北九州市） 鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）

- 【株式会社アシスト・メディコ】
本社（福岡県福岡市）

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
553名	2名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー230名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	4名増	43.0歳	11.1年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者）であります。
 2. 平均勤続年数の算定にあたっては、山下医科器械株式会社における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株 (自己株式114株を含む)
- (3) 当期末株主数 5,013名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
山 下 尚 登	348,400	13.65
株 式 会 社 ミ ッ ク	272,952	10.69
山 下 弘 高	130,000	5.09
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	114,832	4.50
山 下 耕 一	93,900	3.68
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	70,000	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	49,700	1.95
株 式 会 社 E P A R K	47,533	1.86
小 沼 滋 紀	44,200	1.73
山 下 浩	43,000	1.68

(注) 持株比率は自己株式 (114株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚 登	山下医科器械株式会社 代表取締役 執行役員 社長
取 締 役	北 野 幸 文	山下医科器械株式会社 取締役執行役員営業本部長
取締役 執行役員	伊 藤 秀 憲	山下医科器械株式会社 取締役執行役員管理本部長
取 締 役	嘉 村 厚	山下医科器械株式会社 取締役執行役員ソリューション事業推進部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 尾 正 剛	山下医科器械株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 閑 慎一郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 下 俊 夫	弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	斧 田 みどり	公認会計士・税理士（斧田みどり公認会計士事務所代表） 株式会社南陽 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役松尾正剛氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、松尾正剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、児玉みどり氏であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、被保険者の保険料の負担割合は、保険料総額の7.7%であります。
7. 当社は、執行役員制度を導入しており、2021年6月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚 登
取締役 執行役員 人事戦略本部長	北 野 幸 文
取締役 執行役員 事業戦略本部長	嘉 村 厚

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定方法

当社は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役執行役員社長で構成する指名・報酬委員会から提言を受けた内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。その決定方法は、株主総会でその限度額を決議いただき、取締役の個人別の報酬額および算定方法等について、「役員報酬運用基準」にて詳細に規定しております。また、当該基準の策定および改廃は、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて協議、決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

- ・当社においては、業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を軸とした報酬額とする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております。

イ. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

ウ. 業績連動報酬

2019年8月28日開催の第2回定時株主総会において、次の内容にて決議いただいております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記ア. の報酬額の範囲内において、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の業績向上のイン

センティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、定額報酬とは別に単年度毎に金額算定の基準に基づき業績連動報酬を支給する。

- ・各取締役に対する金額は、上限金額（年額）の範囲内で、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて決議する。

【業績連動報酬の上限金額と金額算定の基準】

連結売上高営業利益が1%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額（年額）を支給する。

役職	連結営業利益に対する比率	上限額（年額）
取締役 執行役員 社長	0.80%	15,000千円
取締役 副社長（注1）	0.60%	12,000千円
専務取締役（注1）	0.50%	10,000千円
常務取締役（注1）	0.40%	8,000千円
取締役（監査等委員である取締役を除く）	0.25%	5,000千円

- (注) 1. 取締役、副社長、専務取締役、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。
2. 本報酬金額算定に際し、連結営業利益の10百万円未満を切り捨てるものといたします。

指標として連結売上高営業利益を選択した理由は、当社グループにおける経営計画の策定において、売上よりも利益に注力し、継続的な収益構造の確立に向けた構造改革を行い、収益力の向上を図ることを基本としているためであります。

当連結会計年度における指標の目標と実績は、連結売上高営業利益目標0.8%に対し、実績は1.4%となりました。

エ. 上記ア. イ. ウ. を決議いただいた定時株主総会終結時点の取締役員数

- ・上記ア. イ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
- ・上記ウ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、個人別の取締役の報酬額につき、次の手続きを経て決定しております。

取締役会は、当該手続を経て報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(決定方法)

- ・ 監査等委員を除く役員の報酬等は、株主総会で決議された金額の範囲内において、指名・報酬委員会の提言をもって、取締役会で決定する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議（監査等委員である取締役の協議）により決定する。
- ・ 業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を基準に報酬額を決定する。

④当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	人 数	報酬等の種類別の総額（千円）		
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	4名	59,665	14,880	－
取締役（監査等委員）	4名	24,945	－	－
合 計 （うち社外役員）	8名 (4名)	84,610 (24,945)	14,880 (－)	－ (－)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役に對して支給した報酬は、ございません。
2. 上記の他、取締役（監査等委員を除く）が子会社から受けた報酬につきましては、1,800千円（2名）であります。
3. 社外役員である取締役が子会社から受けた報酬はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	弁護士(山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	公認会計士・税理士(斧田みどり公認会計士事務所代表) 株式会社南陽 社外取締役(監査等委員)

(注) 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	松尾 正剛	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	古閑 慎一郎	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	当事業年度において開催された取締役会19回のうち18回に、また、監査等委員会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	当事業年度において開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士および公認会計士事務所代表としての経歴を通じて培われた財務会計および企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
 - イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
 - エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① グループ管理体制
持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。
- ② コンプライアンス
当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

- ③ リスク管理体制
リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討の上、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。
中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。
- ④ 取締役の職務執行状況
取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。
- ⑤ 監査等委員会の職務執行状況
監査等委員会を14回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。
- ⑥ 内部監査・子会社管理
「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。
また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,987,464	流動負債	16,251,371
現金及び預金	3,652,135	支払手形及び買掛金	8,292,478
受取手形及び売掛金	12,153,703	電子記録債務	6,203,689
商品	2,916,716	未払法人税等	272,827
貯蔵品	37,342	賞与引当金	628,348
その他	244,673	その他	854,027
貸倒引当金	△17,106		
		固定負債	491,146
		退職給付に係る負債	223,286
		その他	267,859
		負債合計	16,742,518
固定資産	5,334,652	(純資産の部)	
有形固定資産	3,512,465	株主資本	6,951,607
建物及び構築物	1,755,429	資本金	494,025
土地	1,649,301	資本剰余金	627,796
その他	107,734	利益剰余金	5,829,970
無形固定資産	129,293	自己株式	△184
のれん	84,000	その他の包括利益累計額	627,990
その他	45,293	その他有価証券評価差額金	649,494
投資その他の資産	1,692,892	退職給付に係る調整累計額	△21,504
投資有価証券	1,107,406		
関係会社株式	64,136		
繰延税金資産	119,804		
その他	403,586		
貸倒引当金	△2,042		
		純資産合計	7,579,598
資産合計	24,322,116	負債及び純資産合計	24,322,116

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		70,131,078
売上原価		62,620,495
売上総利益		7,510,583
販売費及び一般管理費		6,541,741
営業利益		968,842
営業外収入		
受取配当金	1,797	
受仕入れによる投資利益	6,143	
受取手の他の費用	24,482	
営業外費用	5,178	
支払売却損	24,485	
手為替差損	10,844	72,931
解約違約金	4,184	
その他の利益	5,714	
経常利益	2,534	
特別利益	1,219	
条件付対価受入	1,534	15,188
税金等調整前当期純利益		1,026,585
法人税、住民税及び事業税	24,965	24,965
法人税等調整額		1,051,550
当期純利益	357,966	
親会社株主に帰属する当期純利益	15,091	373,058
		678,492
		678,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	494,025	627,796	5,289,333	△184	6,410,970
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△137,855	—	△137,855
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	678,492	—	678,492
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	540,637	—	540,637
当期末残高	494,025	627,796	5,829,970	△184	6,951,607

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	576,284	△48,993	527,291	6,938,261
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△137,855
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	678,492
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	73,210	27,489	100,699	100,699
当期変動額合計	73,210	27,489	100,699	641,336
当期末残高	649,494	△21,504	627,990	7,579,598

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	535,848	流動負債	317,330
現金及び預金	401,468	関係会社短期借入金	210,000
未収入金	41,265	未払金	73,497
その他の	93,114	預り金	8,133
		賞与引当金	25,699
		固定負債	13,632
		資産除去債務	13,632
		負債合計	330,963
固定資産	5,821,834	(純資産の部)	
有形固定資産	45,037	株主資本	6,026,948
建物	33,982	資本金	494,025
器具及び備品	11,054	資本剰余金	5,169,812
無形固定資産	1,499	資本準備金	4,169,812
ソフトウェア	1,499	その他資本剰余金	1,000,000
投資その他の資産	5,775,297	利益剰余金	363,288
投資有価証券	20,670	その他利益剰余金	363,288
関係会社株式	5,693,837	繰越利益剰余金	363,288
繰延税金資産	9,508	自己株式	△176
その他の	51,281	評価・換算差額等	△229
		その他有価証券評価差額金	△229
		純資産合計	6,026,719
資産合計	6,357,682	負債及び純資産合計	6,357,682

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			
経 営 管 理 料 収 入		425,256	
受 取 配 当 金 収 入		428,904	854,160
一 般 管 理 費			508,514
営 業 利 益			345,645
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		600	
そ の 他		1,700	2,300
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		933	933
経 常 利 益			347,012
税 引 前 当 期 純 利 益			347,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,420	
法 人 税 等 調 整 額		△2,783	△1,362
当 期 純 利 益			348,375

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	494,025	5,169,812	—	5,169,812	152,768	152,768
当期変動額						
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△1,000,000	1,000,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△137,855	△137,855
当期純利益	—	—	—	—	348,375	348,375
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△1,000,000	1,000,000	—	210,519	210,519
当期末残高	494,025	4,169,812	1,000,000	5,169,812	363,288	363,288

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△176	5,816,429	△335	5,816,093
当期変動額				
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△137,855	—	△137,855
当期純利益	—	348,375	—	348,375
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			106	106
当期変動額合計	—	210,519	106	210,625
当期末残高	△176	6,026,948	△229	6,026,719

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧秀樹	㊞
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高尾圭輔	㊞
--------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社

取締役会 御中

 有限責任監査法人トーマツ
 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧秀樹	㊞
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高尾圭輔	㊞
--------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松尾正剛 ㊟
 監査等委員 古閑慎一郎 ㊟
 監査等委員 山下俊夫 ㊟
 監査等委員 斧田みどり ㊟

(注) 監査等委員松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫及び斧田みどりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

なお、おかげさまで当社グループは、本年8月に創業95周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき80円とするとともに、これまで当社グループをご支援いただいた株主の皆様への感謝の意を表し、創業95周年記念配当として10円を加え、下記のとおり1株につき90円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金90円（普通配当80円、記念配当10円）
総額229,759,740円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年8月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	やました 山下 尚登	代表取締役 執行役員 社長	再任
2	きたの 北野 幸文	取締役 執行役員	再任
3	かむら 嘉村 厚	取締役 執行役員	再任

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま した なお と 山下 尚 登 (1955年1月24日)</p> 	<p>1977年 4 月 アロカ株式会社入社 1978年 7 月 山下医科器械株式会社入社 1982年 5 月 同社福岡営業所長 1988年 3 月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役 1994年10月 同社代表取締役専務 1997年 6 月 同社代表取締役社長 2006年 7 月 同社代表取締役会長 2008年 7 月 同社代表取締役社長 2009年 6 月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 2011年 6 月 同社代表取締役社長 2017年12月 当社代表取締役社長 2019年 6 月 山下医科器械株式会社代表取締役 執行役員 社長（現任） 2019年 6 月 当社代表取締役 執行役員 社長（現任）</p>	348,400株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>これまで、長年において代表取締役社長として当社グループ全体を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、業界における豊富な経験および経営全般における豊富な見識を活かして、当社グループ全体を牽引し、持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">きた の ゆき ふみ 北野幸文 (1965年11月28日)</p> 	<p>1988年 4月 山下医科器械株式会社入社 2002年 5月 同社福岡支社長 2004年 5月 同社営業本部営業企画部長 2007年 5月 同社経営企画室長 2007年 8月 同社取締役経営企画室長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 長崎・福岡エリア本部長 2011年 6月 同社取締役営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 2011年 8月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 2012年 6月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 2015年 8月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 2015年 9月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 兼 営業管理部長 2016年 6月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 2016年 8月 同社取締役執行役員営業本部長 2017年12月 当社取締役 2021年 6月 山下医科器械株式会社取締役執行役員人事 戦略本部長（現任） 2021年 6月 当社取締役執行役員人事戦略本部長（現任）</p>	3,900株
<p>【選任の理由および期待される役割】 これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に対する高い知見を有することから、人事戦略においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、業界に対する高い知見と豊富な経験を人事戦略において活かし持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">かむら あつし 嘉村 厚 (1961年7月25日)</p> 	<p>1985年 8月 山下医科器械株式会社入社 2001年 5月 同社鳥栖営業所長 2004年 5月 同社営業本部長 2004年 8月 同社取締役営業本部長 2006年 7月 同社常務取締役営業本部長 2007年 5月 同社常務取締役新規事業本部長 2007年 8月 同社取締役新規事業本部長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部長 2011年 6月 同社取締役事業開発部長 2011年 8月 同社執行役員事業開発部長 2014年 6月 同社執行役員ソリューション事業推進部長 2016年 8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推進部長 2017年12月 当社取締役 2021年 6月 山下医科器械株式会社取締役（現任） 2021年 6月 当社取締役執行役員事業戦略本部長（現任）</p>	5,600株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に対する高い知見を有していることから、事業戦略においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、業界に対する高い知見と豊富な経験を事業戦略において活かし持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社および被保険者が負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	まつお せいごう 松尾 正剛	取締役常勤監査等委員	再任 社外 独立
2	こが しんいちろう 古閑 慎一郎	取締役監査等委員	再任 社外 独立
3	やました としお 山下 俊夫	取締役監査等委員	再任 社外 独立
4	おのだ みどり 斧田 みどり	取締役監査等委員	再任 社外 独立
5	さいくさ じゅんいち 七種 純一	—	新任 社外 独立

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">まつ お せい じょう 松 尾 正 剛 (1951年6月18日)</p> 	<p>1974年 4月 株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）入行 1993年 2月 同行城南支店長 2001年 6月 同行取締役福岡地区本部長 兼 福岡支店長 2003年 6月 同行常務取締役長崎地区本部長 2005年 6月 同行常務取締役福岡地区本部長 2007年 7月 同行常務取締役 2007年10月 同行参与 2008年 8月 同行退職 2008年 8月 山下医科器械株式会社社外監査役（常勤） 2015年 8月 同社社外取締役（常勤監査等委員） 2017年12月 同社監査役（現任） 2017年12月 当社社外取締役（常勤監査等委員） （現任）</p>	2,300株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>金融機関の経営により培われた豊富な経験と幅広い見識を有していること、また、これまで当社の社外監査役、監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、金融機関の経営により培われた豊富な経験、幅広い見識と社外常勤監査役、常勤監査等委員としての経験を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>こが しん いち ろう 古閑 慎一郎 (1955年11月11日)</p> 	<p>1978年 4月 古閑桂介税務会計事務所入所 1988年 8月 同事務所退所 1988年 9月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1997年 7月 同社マネージャー 2002年10月 同社コーディネーター 2005年 4月 同社マネージングコーディネーターコンサルタント 2012年 3月 同社退職 2012年 8月 山下医科器械株式会社社外取締役 2015年 8月 同社社外取締役（監査等委員） 2017年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	1,800株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していること、また、これまで当社の社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">やま した とし お 山下 俊 夫 (1957年1月31日)</p> 	<p>1986年 4 月 長崎県弁護士会登録 塩飽志郎法律事務所入所</p> <p>1992年 4 月 同事務所退所</p> <p>1992年 5 月 山下俊夫法律事務所（現山下・川添総合法律事務所）を開設、同代表に就任（現任）</p> <p>2005年 8 月 山下医科器械株式会社社外監査役</p> <p>2012年 4 月 九州弁護士会連合会理事長</p> <p>2012年 6 月 イサハヤ電子株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2015年 8 月 山下医科器械株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	7,100株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>弁護士として培われた豊富な経験と専門的見識を有していること、法律事務所の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していること、また、これまで当社の社外監査役、監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、弁護士として培われた豊富な経験、専門的見識および経営者としての豊富な経験、見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">おの だ 斧 田 み どり (1961年11月10日)</p> 	<p>1984年 4月 大和証券株式会社福岡支店入社 1997年10月 中央監査法人福岡事務所入所 2001年 3月 公認会計士登録 2001年 4月 税理士登録 2002年 2月 斧田みどり公認会計士事務所を開設、同所 長に就任 (現任) 2007年11月 大野城市公共サービス改革委員会委員 (現 任) 2011年 7月 大野城市上下水道事業運営審議会委員 (現 任) 2019年 6月 日本公認会計士協会北部九州会副会長 (現任) 2019年 8月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年 9月 福岡県中小企業対策審議会委員 (現任) 2020年 2月 福岡県政府調達苦情検討委員会委員 (現任) 2020年 6月 株式会社南陽社外取締役 (監査等委員) (現 任)</p>	200株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>公認会計士、税理士として培われた豊富な経験と専門的知識を有していること、また、公認会計士事務所 の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していることを踏まえ、引き続き、監査等委員 である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、公認会計士、税理士として培われた豊富な経験、専門的知識および経営者としての豊富な 経験、見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を 果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	さいくさじゅんいち 七種 純一 (1962年5月31日) 	1986年4月 株式会社親和銀行入行（現株式会社十八親和銀行） 2003年7月 同行千々石支店長 2004年10月 同行富士見町支店長 2006年10月 同行人事部次長 2010年10月 同行人事部副部長 2011年4月 同行人事部長 2015年4月 同行執行役員人事部長 2016年4月 同行執行役員諫早支店長 2019年4月 同行常勤監査役 2020年4月 株式会社十八銀行（現株式会社十八親和銀行）常勤監査役 2020年10月 株式会社十八親和銀行取締役（常勤監査等委員） 2021年4月 同行参事（現任）	— 株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>金融機関の経営により培われた豊富な経験と幅広い見識を有していることを踏まえ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言が期待されることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、金融機関の経営により培われた豊富な経験、幅広い見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「選任の理由および期待される役割」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと判断しております。
4. 松尾正剛氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月であります。
5. 古閑慎一郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月であります。
6. 山下俊夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月であります。
7. 斧田みどり氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
8. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松尾正剛氏、古閑慎一郎氏、山下俊夫氏および斧田みどり氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、七種純一氏の選任が承認可決された場合は、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

9. 当社は、松尾正剛氏、古閑慎一郎氏、山下俊夫氏および斧田みどり氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、七種純一氏の選任が承認可決された場合は、同氏を同様に独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社および被保険者が負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動報酬支給基準改定の件

当社は、2021年会計年度より、上場会社等に義務づけられた新収益認識会計基準を導入することとしております。これに伴い、同会計基準導入を前提として業績連動報酬の支給基準となる連結売上高営業利益率は、従来より概ね0.3%上昇することとなります。

これらを踏まえ、2019年8月28日開催の第2回定時株主総会でご承認いただきました、取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする業績連動報酬の支給基準につきまして、次のとおり改定いたしたいと存じます。

なお、本改定の内容につきましては、指名・報酬委員会にて審議を行っており、取締役会としても本議案の内容は相当であると判断しております。

また、現時点において、業績連動報酬の支給対象となる取締役は4名ですが、本議案が原案通り承認可決されますと、支給対象となる取締役は3名となります。

改定する内容（支給基準の改定）

改定基準	旧基準
連結売上高営業利益率が1.3%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対して下記の比率を乗じた金額を業績連動報酬として支給する。	連結売上高営業利益率が1.0%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対して下記の比率を乗じた金額を業績連動報酬として支給する。

なお、下記における連結営業利益に対する比率、および上限額（年額）に改定はございません。

役職	連結営業利益に対する比率	上限額（年額）
取締役 執行役員 社長	0.80%	15,000千円
取締役 副社長（注）	0.60%	12,000千円
専務取締役（注）	0.50%	10,000千円
常務取締役（注）	0.40%	8,000千円
取締役（監査等委員である取締役を除く）	0.25%	5,000千円

（注）現在任命はございませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

以上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

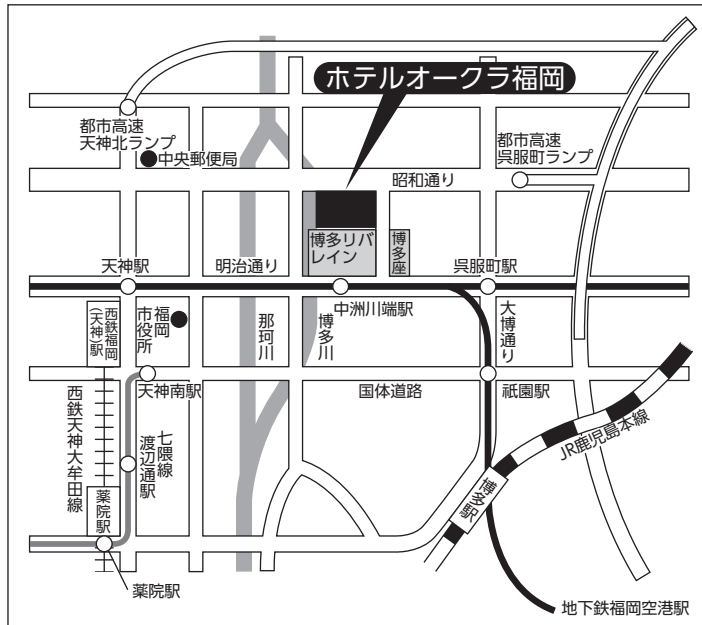
当社における地位・担当	氏名	専門性と経験					
		経営 経験	営業・ 販売	財務・ 会計	法務	人材 開発	内部 統制
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚登	○	○				○
取締役 執行役員	北野 幸文	○	○			○	
取締役 執行役員	嘉村 厚	○	○				
取締役 常勤監査等委員	松尾 正剛	○		○			○
取締役 常勤監査等委員	七種 純一	○		○			○
取締役 監査等委員	古閑 慎一郎	(注) ○				○	
取締役 監査等委員	山下 俊夫	○			○		
取締役 監査等委員	斧田 みどり	○		○			

(注) 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はございませんが、経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していることから、経営経験ありとして記載しております。

株主総会会場ご案内図

会場

福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4階「平安の間」 TEL (092) 262-1111
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。)



交通

- JR博多駅から
地下鉄 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約5分)
タクシー 所要時間 約10分
- 福岡空港から
地下鉄 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約10分)
タクシー 所要時間 約20分
- 西鉄福岡(天神)駅から 徒歩 約15分

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、安全上の理由により、今回はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。